

周南市版 ふるさとワーキングホリデー

受入事業者を募集します！

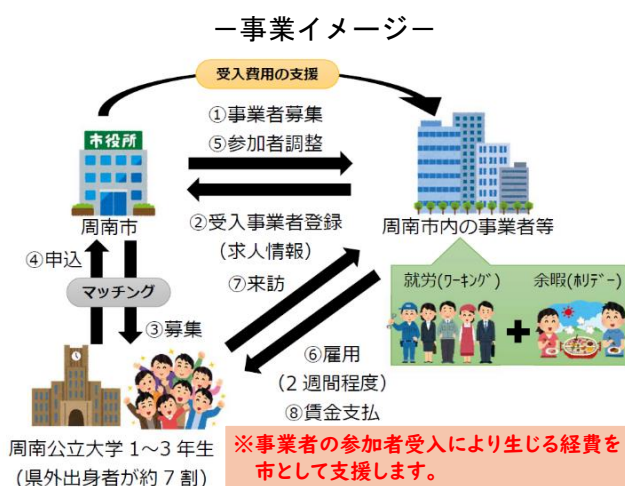


周南市版ふるさとワーキングホリデー事業に参加する周南公立大学生を受け入れていただける受入事業者を募集しています。

※周南市版ふるさとワーキングホリデーとは？

周南公立大学生（1～3年生）を対象に、周南市内の事業所において、14日程度の有償による就労や従業員の方々との交流を体験いただく取組です。

学生生活を送る中で、普段関わるのが少ない事業者での体験等を通じて、新たな発見や学び、人と人とのつながりが生まれるなど、周南市への「愛着」を感じ、「好き」になってもらうことで、定住機運の醸成につなげたいと考えています。



《周南公立大学生受入のメリット》

- ・御社がどのような業務を行っているのか、仕事に対してどのような想いを持っているかなど、参加者に御社の取組や企業理念等を知っていただける機会になると考えています。
- ・参加者と関わる社員の指導力向上につながる機会になると考えています。

【参加者受入にあたっての事業者の要件等】

- ・周南市内に事業所のある企業又は団体、個人事業主であること（勤務地は周南市内であること）
- ・令和7年8月9日（土）から令和7年9月30日（火）の実施期間中、14日程度（休日を含む）、1名以上の参加者受入が可能なこと
- ・1日の就労時間は概ね6時間以上8時間以内であること
（※労働基準法など法律で定められた休日や労働時間などの順守をお願いします）
- ・雇用契約を結び、労災保険の加入など雇用に必要な手続きや賃金の支払いができること
- ・参加者の受入について、従業員等への情報共有がしっかりとされていること
- ・御社の特色等を生かした就労体験が可能なこと
- ・参加者と御社や御社の従業員、または地域との関係性を深める交流企画事業を開催すること

（裏面もご覧ください）

[受入事業者の費用負担等]

- ・賃金及び労災保険料、その他必要な消耗品の手配・支給等にご負担ください
- ・食事の提供は不要です（参加者に用意していただきます）
- ・基本的に自宅から御社までの通勤は公共交通機関等を利用し、参加者の負担で往來することを想定しておりますが、御社において送迎サービスがある場合にはお教えてください
（主に公共交通機関を利用した通勤となりますので、始業・終業時間の配慮をお願いします）
- ・参加者の応募状況や全体の定員もあるため、ご申請いただいた募集人数に満たない場合がありますので、予めご了承ください

[参加者受入にあたっての補助]

参加者の受入を行っていただく事業者の負担を軽減するため、次の費用を支援します

(1)参加者受入支援

参加者を受け入れる事業者の経済的な負担が軽減するように支援します

- 参加者1人につき5千円/日（※上限5万円/人）

(2)交流事業助成

参加者との交流や親睦を深めることを目的に受入事業者が企画・開催した交流企画事業の費用を支援します

- 1事業者につき上限1万円/1受入期間（※1万円を下回る場合は開催実費相当）

[令和7年度事業スケジュール]

- (1) 受入事業者の募集：5月末迄（※6月上旬迄に受入事業者リストを完成、大学生に提示）
- (2) 参加者の募集：6月中旬～7月上旬
- (3) 参加希望者の情報提供：7月中旬（※希望に応じてオンラインでの面接を設定します）
- (4) 参加者の決定・通知：7月下旬（※参加者決定後、雇用に関する手続きをお願いします）
- (5) ワーキングホリデー実施期間：8/9～9/30（※期間中の内、14日程度の受入をお願いします）
- (6) 補助金の交付申請等：受入終了後（※申請書及び必要書類を添付し、提出してください）
- (7) アンケート調査の実施：受入終了後（※実施後アンケートの回答に協力をお願いします）

[申込方法]

上記の内容を理解し、参加者を受け入れていただける事業者の方は、市ホームページにある申込フォームよりお申込みください
なお、紙での提出を希望される場合には、お手数ですが問合せ先までご連絡ください。メールまたは郵送にて申込書をお送りします

申込期限：令和7年5月30日(金)

※多くの申込をいただいた場合には、期限を待たず受付を終了する場合があります。

周南市版ふるさとワーキングホリデー

検索



[ホームページ QRコード]

問合せ

〒745-8655

周南市岐山通1-1 周南市役所 移住交流推進課 移住定住担当

電話：0834-22-8341(平日 8:30～17:15)

メール：ijukoryu@city.shunan.lg.jp